

みやぎ農業振興公社は、宮城県農業公社と、みやぎ原種苗センター、みやぎ農業担い手基金の3団体が平成24年に合併し、翌25年4月に公益社団法人としてスタートしました。

平成26年3月には、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく「農地中間管理機構」として宮城県知事より指定を受け、県内農地の9割を担い手に集積・集約化することを目標として、農地中間管理事業に取り組んでまいりました。

機構の農地借入実績は、平成27年度の約3千haをピークに、徐々に減少して令和元年度にはピーク時の1／3程度まで大きく落ち込みました。

その後、市町村等の関係機関・団体とともに、地域の実情に応じた取組を進めた結果、徐々に回復し、事業開始からの累計では約1万7千ha（令和5年度末）を超えて全国で6番目に多い借入面積となりました。

一方、近年は、燃油や肥料、農薬など生産資材価格の高騰が続く厳しい経営環境にあることなどから、担い手への農地集積率は63.9%（令和5年度末）と伸び悩み傾向となっています。受け手の少ない中山間地域での事業活用の難しさや平地部での更なる新規集積の確保、集積した農地の担い手への集約化に加え、事業開始から12年目に入り初期の契約期間が終期を迎える中で条件不利な農地が契約更新されない事例も増えているなど、課題も多くあります。

そのような情勢を鑑み、今年度は県と共に

- ①「地域計画」との一体的推進
- ②担い手の経営発展の推進
- ③農地整備事業との連携強化

の3項目を柱とする取組方針を設定いたしました。

農地中間管理事業は、地域の将来の姿や農地の在り方の話し合いを進める過程で、現場からの『信頼できる第三者が農地権利移動の中間的受け皿になると農地集積・集約化も進め易い』という声を受けて、地域農業の将来のあり方を明確化した「人・農地プラン」を実現するための手段として創設された事業です。

また、令和5年4月には基盤法等が改正され、「人・農地プラン」を「地域計画(目標地図)」として策定することが法定化され、県内196の地区において地域計画が策定（令和7年3月末）されたところです。

当機構としましても、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関・団体と一体となって地域計画の実現に資するよう農地中間管理事業を推進して参りますので、地域農業の維持・発展に向け事業の効果的な利用についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

令和7年4月

宮城県農地中間管理機構

（公益社団法人みやぎ農業振興公社） 理事長